

4月から受付を開始します！

令和6年度 燕市の農業支援事業

燕市では、市内の農業者の皆さんが行うさまざまな取り組みに対して、各種支援事業をご用意しています。ぜひご活用ください。

市ホームページ▶



- ・事業の計画段階で燕市農政課の各担当までご相談ください。
- ・事業着手する前に必ず申請書を提出してください（未申請の場合は対象外）。

農産物高付加価値化推進事業

☎ 0256-77-8242

(農政課 農政企画係/3階26番窓口)

「儲かる農業」の実現に向けて、**農産物の認証取得**や**米の品質向上**などの、農産物の付加価値を高めるための取組を支援します。

NEW 有機 J A S 等認証取得支援補助金

農産物等に係る認証取得及び更新に必要な経費の一部を補助します。

◆対象者

市内在住の認定農業者/認定新規就農者/人・農地プラン掲載者
農地所有適格法人/3戸以上の農業者等で構成する任意の団体等



◆補助対象経費

次の認証を取得又は更新するにあたり、**認証機関が実施する審査及び調査に要した費用**

①有機JAS認証

②GAP認証 (JGAP、ASIAGAP又はGLOBALG.A.P)

③HACCP認証 (業界団体又は民間団体等から受けた認証)

※振込手数料、郵送料、申請書式集代、認証機関年会費、認証シール発行費用、消費税及び地方消費税相当額等の**審査及び調査以外の費用は対象外です。**

※**補助金を申請した年度内に支払った費用のみ**が補助対象経費となります。

※他の制度の補助金を受けるときは、**当該金額を補助対象経費から控除します。**

◆補助率

認証の新規取得：補助対象経費の **10/10 (上限20万円)**

認証の更新：補助対象経費の **1/2 (上限10万円)**

NEW 米の品質向上支援補助金

米の品質向上に必要な機械の購入及び土壌診断に係る費用の一部を補助します。

◆対象者

市内在住の認定農業者/認定新規就農者/人・農地プラン掲載者
農地所有適格法人/3戸以上の農業者等で構成する任意の団体等



◆補助対象経費

①色彩選別機の導入に要する費用

※消費税及び地方消費税相当額は対象外です。

※付帯機器や取付工事費等の本体以外の費用は対象外です。

②農地の土壌診断に要する外注費用

※消費税及び地方消費税相当額は対象外です。

※米の品質向上につながる土壌改善や米の安全性を確認 (残留農薬検査等) するために実施する土壌診断である必要があります。

◆補助率

色彩選別機：補助対象経費の **1/2 (上限100万円)**

土壌診断：補助対象経費の **1/2 (上限10万円)**

もみ殻等循環支援事業補助金

☎ 0256-77-8245
(農政課 生産振興係/3階27番窓口)

営農活動の中で発生するもみ殻や粉塵等を適正に処理していくことで、農村集落内の環境の保全を推進するとともに、有機資源を循環させる取り組みを支援します。

① もみ殻循環設備導入支援

◆対象者

市内在住の認定農業者等

◆補助対象経費

もみ殻散布機の導入経費

◆補助率

補助対象経費の1/3 (上限15万円)

◆申請期限 6月末



② 粉塵等発生抑制設備導入支援

◆対象者

市内在住の農業者等

◆補助対象経費

粉塵発生を抑制する機械設備の導入経費

◆補助率

補助対象経費の1/3 (上限10万円)

◆申請期限 6月末

水田経営力強化推進事業・園芸作物産地化推進事業

米生産の需給調整を図るため、耕作作物の作付け、低コスト栽培、環境保全型農業の取り組みや収益性が見込める園芸作物の作付けなどを支援補助します。

補助金名		対象作物	単価 (円/10a)	補助要件/取組確認
転作物栽培支援補助金	重点作物補助金	麦・大豆	10,000	経営所得安定対策の要件に準ずる
	大豆収量・品質向上加算補助金	大豆	収量補助 品質補助	燕市基準単収を超えた出荷数量に対して 10円/kg 1等 30円/kg 2等 20円/kg 3等 10円/kg
直播栽培推進補助金		全水稻	5,000	直播栽培の令和4年度から増加した面積に対して交付
環境保全型農業取組支援補助金		全水稻	3,000	エコファーマーが栽培する有機JAS認証米、新潟県特別栽培農産物認証米
輸出用米等栽培促進補助金		輸出用米 米粉用米	10,000	経営所得安定対策の要件に準ずる
園芸作物産地化推進補助金		えだまめ たまねぎ	30,000	市が栽培を推奨している対象作物の作付けを300㎡以上作付け販売し、栽培記録を記載している面積に対して交付
水田収益力強化ビジョン推進作物補助金		野菜・果樹	15,000	対象作物 えだまめ、たまねぎ、なす、長ねぎ、きゅうり、トマト、さといも、キャベツ、アスパラガス、ブロッコリー、いちじく

雇用拡大型法人経営発展支援事業補助金

農地所有適格法人が新たな正社員を雇用することで、経営規模拡大や高収益作物の取り組み等に必要となった機械設備等の費用の一部を補助します。

◆対象者

49歳以下の人を雇用する、市内に住所を有する農地所有適格法人

◆補助対象経費

新たな従業員の雇用により、規模拡大等に必要となった機械・設備等

◆補助率

補助対象経費の1/2 (上限300万円)

◆雇用条件

- ・期間の定めのない雇用契約を交わした正社員であること
- ・各種保険（雇用保険、労災保険、厚生年金保険、健康保険）に加入等

◆面積要件

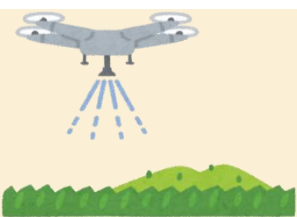
2ha以上の面積拡大または、高収益作物を露地栽培で20a、施設栽培で5a以上拡大すること

先進技術導入支援

ドローン、AI、ICT等の先進技術の導入に必要な経費等の一部を補助します。

◆対象者

市内在住で**70歳以下**の認定農業者／**70歳以下**の人・農地プラン掲載者／農地所有適格法人／3戸以上の農業者等で構成する任意の団体等



◆補助対象経費

ドローン、AI、ICTといった**これまでにない新たな技術の導入**に必要な経費等
※汎用性の高い設備（パソコン等）導入費や登録料・講習費・免許取得費用等は対象外

◆補助率

補助対象経費の**1 / 4** ※**50歳未満は1 / 2**（上限100万円）

ECサイト販路開拓応援補助金

☎ **0256-77-8242**

（農政課 農政企画係／3階26番窓口）

独自の販路開拓を目的としたECサイト（ウェブサイト）への
出店・開設に必要な経費の一部を補助します。

◆対象者

市内在住の認定農業者／認定新規就農者／人・農地プラン掲載者
農地所有適格法人／3戸以上の農業者等で構成する任意の団体等



◆補助対象事業

自ら生産した農産物をインターネット上で販売するために①新たに自社ウェブサイト等
を開設、②新たにモール型ショッピングサイト等への出店、③既存ウェブサイト改修等

◆補助対象経費

・電子商取引を目的とした自社ウェブサイト構築・改修、ECサイト出店に必要な経費
※汎用性の高い設備（パソコン等）の導入費やサーバー使用料等の維持経費は対象外

◆補助率

事業①、②…補助対象経費の**1 / 2**（上限50万円）
事業③ …補助対象経費の**1 / 3**（上限20万円）

◆申請期限

令和6年12月27日（金）

踏み出せ！農業！スタートアップ事業

☎ **0256-77-8245**

（農政課 生産振興係／3階27番窓口）

新規就農希望者が就農に向けて必要な**研修・資格取得**、新規参入に必要な経費の一部を
支援します。また、就農に向けた農業体験を受け入れる農業者を支援します。

新規就農者支援補助金

◆対象者

市内在住または市内に移住予定の者で、**49歳以下**の新規参入者

◆補助対象経費

経営開始に必要な機械・設備の導入費等

◆補助率

補助対象経費の**1 / 2**（上限100万円）

新規参入者農地取得支援補助金

◆対象者

市内在住または市内に移住予定の者で、**65歳以下**の新規参入者

◆補助対象経費

新規参入に必要な**農地の借受**に係る経費

◆補助率

補助対象経費の**1 / 2**（上限30万円）

農業体験支援事業

◆対象者

市内在住の農業者

◆補助対象事業

農業体験会の開催

◆補助金額

1回の開催につき**1万円**

<あなたも体験会を開催しませんか？>

主要な農作業を体験させてくれる農家さんを募集中です！

農業技術習得支援補助金

◆対象者

65歳以下の市内在住または市内に移住予定の者で、就農を希望している者

◆補助対象経費

農業技術習得に必要な**研修等**に係る経費等

◆補助率

補助対象経費の**1 / 2**（上限10万円）

農地集積等による経営規模の拡大や複合営農化に向けた取り組み、
先進技術を活用した積極的な省力化等に新たにチャレンジする農業者を支援します。

規模拡大支援

経営規模を拡大するために必要な機械設備等に対して、その導入費の一部を補助します。

◆対象者

市内在住で**70歳以下**の認定農業者/**70歳以下**の人・農地プラン掲載者/
設立後3年以内の農地所有適格法人

◆補助対象経費

経営規模拡大により必要となった新たな設備導入費、または既存の設備更新費
※設備更新については、既存設備能力を超える新たな設備への入替のみ対象

◆補助率

補助対象経費の**1/4** ※**50歳未満は1/2** (上限150万円)

◆対象要件 (①と②の両方を満たすこと)

- ①農地中間管理機構から農地の賃借権または使用貸借による権利の設定を受け、新たに集積することにより、申請時(申請年度)の経営面積が申請前年度(申請前年度の4月1日)と比較して増加(**個人1ha以上、法人2ha以上**)していること。
- ②申請年度を含む向こう3年度以内に農地中間管理機構を通じて集積を行い、新たに経営面積の増加(**個人2.5ha、法人5ha**)が見込まれること。



複合営農等支援

新たな作物への取組や特産品開発に係る費用の一部を補助します。

◆対象者

市内在住で**70歳以下**の認定農業者/**70歳以下**の人・農地プラン掲載者/
農地所有適格法人/3戸以上の農業者等で構成する任意の団体等

◆補助率

補助対象経費の**1/3** ※**50歳未満は1/2** (上限150万円)

① 複合営農チャレンジ

◆補助対象経費

複合営農化に向けて必要となった機械器具やその付帯設備等の導入費用
※汎用性の高い機械等の導入費は対象外

◆対象要件 (①か②のいずれかを満たすこと)

- ①**新たな園芸作物**への取り組み
- ②すでに取り組んでいる園芸作物の作付けを**20%以上拡大**する取り組み

◆活用例

苗の定植機/収穫機/新たに栽培する作物用のハウス、設備等



② 特産品開発チャレンジ

◆補助対象経費

新たな特産品開発に向けた開発経費

◆活用例

試作品等に係る材料費/講習会への参加費/加工施設の新設等に係る費用等

